

千歳市へ転入したときの各手続のお知らせ

令和8年4月現在

転入届

について

住み始めてから14日以内の届出が必要です。

【届出に必要なもの】

●本人確認書類

- ・1点で本人確認できるもの：官公庁が発行した顔写真付で身分が証明できるもの、個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- ・本人確認に2点必要なもの：健康保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、学生証、社員証など

●住所地で発行された「転出証明書」

(個人番号カードをお持ちの方で特例転出や、マイナポータルを通じたオンラインでの転出をされた方は発行されません。)

●お持ちの方は「個人番号カード」

●外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

●新住所がわかるものなど

●市営住宅に入居された方は「市営住宅入居決定書」、「市営住宅入居可能日通知書」または「市営住民同居承認書」

【代理の方が手続きする場合】

- 異動者本人からの委任状が必要です。※同じ世帯で一緒に異動する方は必要ありません。
- 法定代理人の場合は資格を証明できる書類の提示が必要です。
- 窓口に来られた方の本人確認が必要です。

【手続きができるところ】

- 市役所戸籍住民課 開庁時間：平日8時45分～17時15分
住所：千歳市東雲町2丁目34番地 TEL：24-0264（直通）
 - 各支所 開庁時間：平日8時45分～17時15分
 - ・向陽台支所（住所：千歳市若草4丁目13番地の1 TEL：28-61）
 - ・東部支所（住所：千歳市東丘824番地の121 TEL：21-3131）
 - ・支笏湖支所（住所：千歳市支笏湖温泉3番地 TEL：25-2004）
- ※各支所ではできない手続きがありますので、詳細はお問合せ願います。



住所の手続き

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		印鑑登録	印鑑登録が必要な方 本人が戸籍住民課の窓口で直接申請される場合と代理人に申請を依頼する場合で手続方法が異なりますので、詳しくは戸籍住民課戸籍住民係へお問合せ願います。	登録する印鑑（朱肉を使うもの） 本人確認書類	第2庁舎 1階1番 戸籍住民課 戸籍住民係 Tel 24-0264 1階1-6番 戸籍住民課 主査（個人番号カード担当） Tel 24-0127 ※個人番号カードに直すこと
		個人番号カードの住所変更	個人番号カードをお持ちの方 カードの継続手続き（※最終ページ）が必要です。転入届の日から90日以内に手続きが必要となります。	個人番号カード 登録した暗証番号	
		個人番号通知カードの住所変更	法改正のため、住所変更の記載を行うことはできません。		
		個人番号カードの再申請	前住所地で個人番号カードを申請して受け取っていない方 個人番号カードが必要な場合は再度申請が必要となります。ご希望の方は転入届時に申請書を発行いたします。		

年金・健康保険・医療助成・介護

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		国民年金の住所変更	20歳から59歳までの第1号被保険者（自営業・自由業・農林漁業者・学生等）及び60歳から69歳までの任意加入の方は、転入届と同時に手続き願います。	年金手帳または基礎年金番号通知書	第2庁舎 1階1-5番 戸籍住民課 年金係 Tel 24-0267
		国民年金・厚生年金受給者の住所変更	国民年金厚生年金受給者 年金係備え付けの住所変更届に記入し、年金事務所に郵送願います。 共済年金のみ受給の方は、各共済にご相談願います。		
		国民健康保険（国保）の加入	職場の健康保険などに加入されておらず、千歳市国保に加入される方は、転入届と併せて加入手続きが必要です。	銀行届出印、キャッシュカード（保険料引落口座の登録に使用）	第2庁舎 1階2番 国保医療課 国保料係 Tel 24-0279
		後期高齢者医療制度被保険者の住所変更	75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方は、転入届と同時に手続きが必要となります。	前住所地で発行された負担区分等証明書（北海道外からの転入の場合）、銀行届出印、キャッシュカード（保険料引落口座の登録に使用）	第2庁舎 1階2番 国保医療課 後期高齢者医療係 Tel 24-0273
		介護保険要介護等認定申請	前住所地で要介護・要支援認定を受けていた方は、転入日から14日以内に手続きが必要となります。	介護保険受給資格証明書	第2庁舎 1階7番 高齢者支援課 介護認定係 Tel 24-0298
		子ども医療費助成の申請	高校生世代（18歳に達する日以降最初の3月31日）までの方	資格確認書・所得課税証明書または個人番号カード	第2庁舎 1階2番 国保医療課 医療助成係 Tel 24-0289
		ひとり親家庭等医療費助成の申請	ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満（18歳以上は学生または無職に限る）の子どもと親	資格確認書・戸籍謄本・所得課税証明書または個人番号カード	
		重度心身障がい者医療費助成の申請	身体障害者手帳1級、2級（内部障がいの場合は3級を含む）の方、療育手帳A判定の方、重度の知的障がいと診断された方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方	（身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳）・資格確認書・所得課税証明書または個人番号カード	
		未熟児養育医療給付の申請	満1歳未満で医師から入院養育を認められた子どもを養育している方（市町村民税額に応じて自己負担があります。）	親と子の資格確認書・印鑑・所得課税証明書・医師の証明書	

障がい

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		身体障害者手帳の住所変更	手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳・個人番号のわかるもの	第2庁舎 1階6番 障がい者 支援課 自立支援係 Tel 24-0327 FAX 23-6700
		療育手帳の住所変更	手帳の交付を受けている18歳以上の方（18歳未満の方はこども家庭課で手続きが必要です。）	療育手帳	
		特別障害者・障害児福祉・経過福祉手当の住所変更	手当を受給されている方	個人番号のわかるもの	
		精神障害者保健福祉手帳の住所変更	手帳の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳・個人番号のわかるもの	
		自立支援医療受給者証の住所変更	受給者証の交付を受けている方	自立支援医療受給者証・個人番号のわかるもの・健康保険の資格情報がわかるもの	
		福祉サービス受給者証の住所変更	受給者証の交付を受けている方	福祉サービス受給者証・個人番号のわかるもの	

妊婦・こども

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		妊婦一般健康診査受診票の交付	転入時の妊娠週数、前住地での妊娠届出週数と受診票の使用状況に応じて交付しています。次回の妊婦健診前までに交付手続き願います。	母子健康手帳	総合保健 センター1階 母子保健課 母子支援係 Tel 24-0133
		妊婦歯科健康診査受診票の交付	妊娠期間中、1回分の歯科健診費用を助成（無料）する受診票を交付しています。	母子健康手帳	
		新生児聴覚検査受診票の交付	新生児聴覚検査（初回検査）費用を助成（上限金額あり）する受診票を交付しています。	母子健康手帳	
		産婦健康診査受診票の交付	産後2週間前後と産後1か月前後に実施する産婦健診費用を助成する受診票を交付します。（受診票を使用できる期間は、産後2か月未満です。）	母子健康手帳	
		1か月児健康診査受診票の交付	1か月児健康診査の費用を助成（上限金額あり）する受診票を交付しています。	母子健康手帳	
		ネウボラファイル配布・乳幼児健診・予防接種	乳幼児のお子さんのいる方にネウボラファイルを配布しています。乳幼児健診・予防接種は、お子さんの月齢などによりご利用できます。お電話または窓口へご連絡願います。	母子健康手帳等	
		児童手当の申請	高校生年代までの児童を養育されている方 転出予定日の翌日から15日以内に申請手続き願います。 受給者が公務員の場合は、勤務先で申請願います。	個人番号のわかるもの・預金通帳等	第2庁舎 1階3番 こども家庭課 こども家庭係 Tel 24-0328
		児童扶養手当・特別児童扶養手当の住所変更	手当を受給されている方	個人番号のわかるもの・手当証書等	
		学童クラブの入所	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童で、学童クラブ・ランドセル来館へ入所を希望される方	就労証明書、源泉徴収票（確定申告書）等	第2庁舎 1階3番 こども政策課 保育係 Tel 24-0340
		認定こども園・保育園などの入園	保護者が就労等により認定こども園・保育園への入所または預かり保育等の無償化を希望される方	就労証明書、課税証明書等	
		小中学校の転校	右記の書類を持参して学校で手続き願います。 学校では準備が必要です。事前に連絡願います。	入学通知書（転入届時に交付）と前学校の在学証明書・転学児童生徒教科用図書給与証明書	第2庁舎 2階10番 学校教育課 学校教育係 Tel 24-0839
		就学援助の申請	経済的な理由により給食費や学用品などの負担が困難な児童生徒（小・中学校）の保護者に必要な援助を行っています。詳しくは窓口又は学校にご相談願います。		

税金・その他

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		原動機付自転車の新規登録	原動機付自転車及び小型特殊自動車をお持ちの方は、税務課へお申し出願います。	前市区町村のナンバープレートと標識交付証明書または廃車証明書、運転免許証または個人番号カード	第2庁舎 1階4番 税務課市民税係 TEL 24-0158
		飼い犬の登録場所の変更	飼い犬の飼育場所や飼い主が変わった場合に変更手続きが必要となります。	前住所地での犬の鑑札	本庁舎 1階16番 環境課 生活環境係 TEL 24-0261
		住所（住居番号）の設定	住居番号設定区域に建物を新築もしくは建替をした場合は、住所（住居番号）の設定が必要となります。	配置図（敷地内に住宅が書かれている図面）、付近見取図、地積測量図（分合筆の場合）	本庁舎 3階35番 事業庶務課 用地庶務係 TEL 24-0691
		防災行政無線戸別受信機等の貸与申請	市街地から離れた地域（長都地区や東千歳地区、駒里地区など）や土砂災害警戒区域近隣（支笏湖地区含む）にお住まいの方、視覚・聴覚障がい（4級まで）のある方などで、ご希望のある方に防災行政無線戸別受信機等を貸与します。 ※ 詳細の貸与対象地域の確認については、窓口へご連絡願います。	身体障害者手帳（該当者のみ）	本庁舎 2階24番 危機管理課 防災・危機対策係 TEL 24-0144
		上下水道の使用開始	使用開始日までに使用開始手続きが必要となります。インターネットでのお手続きも可能です。【水道局お引越し受付専用フリーダイヤル 0120-910-203】		水道局 料金センター TEL 24-3253

※個人番号カードの継続手続きについて※

◆次の条件に当てはまる方は、継続手続きをすることで、千歳市でもカードを利用できます

1. 継続利用の条件

① カードが有効期限内であり、住み始めた日から14日以内に転入届を行っている。

② 転入届の日から90日以内である。

③ カードを持参しており、暗証番号（数字4桁）を入力できる。

2. 手続きができる方

転入者本人及び転入者と同一世帯の方 ※任意代理人が手続きする場合は、手続方法が異なるので、あらかじめご連絡願います。

3. 注意点

① 上記1. の①及び②の期間を過ぎると継続利用できません（廃止・回収となります）。個人番号カードは再発行できますが手数料がかかります。

② 暗証番号を忘れた場合、転入者本人は暗証番号を再設定できますが、同一世帯の方は再設定できません。

③ 個人番号カードに搭載されている署名用電子証明書は転出により失効しています。引き続き必要な方は、個人番号カードお持ちの上、個人番号カード担当窓口にて申請願います。

◆住民票・印鑑証明・戸籍謄抄本の交付は、市役所戸籍住民課および各支所等で次のとおり取扱いしています。

市役所戸籍住民課および各支所：平日 8時45分～17時15分（土日祝及び12月29日～1月3日を除く）

◆個人番号カードをお持ちの方は、継続手続きの翌日から各種証明書をコンビニエンスストア等で取得することができます。

住民票・印鑑登録証明書・課税証明書：6時30分～23時

(土日祝を含む。ただし12月29日～1月3日及びメンテナンス時は除く)

戸籍証明書（千歳市内に本籍のある方）・戸籍の附票の写し：平日9時～17時

(土日祝及び12月29日～1月3日、メンテナンス時は除く)

*手続に関する情報は、千歳市のホームページにも詳しく掲載しています。

千歳市ホームページアドレス <https://www.city.chitose.lg.jp/> 「市民向け」→「戸籍・住民票・証明」→「届出・申請・証明」→「住所変更・世帯変更の手続」

千歳市市民環境部戸籍住民課戸籍住民係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-0264